

依存症地域活動支援センター事業委託 仕様書

1. 委託事業名

依存症地域活動支援センター事業（ギャンブル）

2. 事業の目的

ギャンブル等依存症者が依存状態からの回復を目指すには、当事者同士が支え合う活動や専門的なプログラムに参加したり、相談支援を受けたりすることが必要である。この事業はそのような活動を支援し、情報提供や普及啓発活動などを通して依存症者の回復を促進する重要な役割を果たすものとする。

本事業は、主としてギャンブル等依存の問題を抱える者を対象として再び依存状態に陥ることを予防し、通所や相談支援等を通して生活を維持し、社会参加や生活状況の向上を図ることを目的とする。

3. 対象者

主としてギャンブルに関する問題を抱える者を対象とする。

4. 事業委託の期間

契約締結日から令和5年3月31日

5. 委託事業内容

(1) ミーティング活動

ミーティングの会場の提供や専門スタッフの派遣などをして、ギャンブル関連の問題を抱える者やその家族がお互いの悩みを共有でき、ギャンブル等依存症についての情報交換ができる交流活動等を実施する。

(2) 情報提供

利用者及び相談者に対し、ギャンブル関連の問題を抱える者やその家族が直面する問題の解決に資するような、医療、保健、行政等の情報に関する提供を行う。

(3) 普及啓発活動

ギャンブル依存症について社会へ広く周知し、理解を促進するため、セミナーや講演活動の開催、刊行物の発行などを通して、普及啓発活動を実施する。

(4) 相談活動

ギャンブル等依存症に関する相談について電話や来所などの手段で受け付け、依存

症からの回復や社会復帰につながるように適切な相談支援を実施する。

(5) 地域連携

(1)～(4)の事業実施にあたって、医療、保健、行政機関と日頃から密に連携をとって相互に情報共有をするなどの協力関係を結び、地域における回復施設の拠点として包括的な支援体制を構築する。また、事業を実施する地域の特性に応じた相談活動等を適正に履行し、その地域に根差した支援を実施する。

(6) その他、ギャンブル等依存症の支援に沿った活動

6. 職員配置

(1) 職員の配置

受託者は、ギャンブル等依存症者の支援に係る専門的な知識や技術を有する常勤専従職員を1名配置することとする。またその他依存症の支援に関わる職員を1名以上配置することとする。

(2) ギャンブル等依存症の経験者の配置

受託者は、ギャンブル等依存症の経験を持ち、当事者の視点から支援を実施できる職員を1名以上配置することとする。

(3) 法人内における人材育成について積極的に取り組み、職員の質が確保されるように努めることとする。

7. その他

(1) 報告書の提出

受託者は、この契約に基づく事業を完了したときは、契約期間が終了後、速やかに業務完了届および事業実績報告書を発注者に提出するものとする。

(2) 設備及び運営に関する事項

センターの設備及び運営に関する事項については、「川崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第73号）」の規定を準用する。

(3) 関係法令等の遵守

受託者は、関係法令、例規等を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

(4) 個人情報の管理

業務上必要な個人情報等については、受託業者が川崎市個人情報保護条例及び関連規則の規定に従い適切に管理しなければならない。

(5) 障害者虐待防止対策及び苦情解決体制について

受託者は、障害者虐待防止に向けた取組に努めなくてはならないものとする。また、本事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決体制を整備するものとする。

(6) 仕様書に定めのない事項について

その他、本仕様書に定めのない事項等については、川崎市委託契約約款及び個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項に定めると共に、委託者と受託者で協議の上決定するものとする。